

表彰に関する規程

(目的)

第1条 本学会は、産業保健・安全衛生法学における研究又は実地活動における優れた業績等を顕彰するために、第2条に定める表彰制度を設ける。

(表彰の種類)

第2条 本学会は、会員に対し、以下の3種の表彰を行う。

一 学会賞 永年にわたり、産業保健・安全衛生法学の分野ですぐれた研究業績を挙げ、学会の発展充実に著しい貢献をした会員。原則として会員歴5年以上。原則として毎年1名以内。

二 功労賞 原則として3年以上、学会の発展充実に著しく貢献した会員。原則として会員歴3年以上。原則として毎年1名以内。

三 奨励賞 産業保健・安全衛生法学の分野における研究または実地活動において、価値ある業績を挙げている会員。活動歴が短い会員を奨励する趣旨も含めるため、会員歴の制限は設けず、原則として毎年2名以内。

2 表彰の対象は、原則として理事及び社員以外とするが、理事及び社員退任後の表彰、本学会定款第6条第2項第3号が定める名誉会員への表彰等は妨げない。

3 理事ら個人、各委員会、学術大会大会長等が独自に感謝状や演題賞等を授与することは妨げないが、原則として理事会に報告する。

(手続)

第3条

1 学会賞の表彰適任者の選定は、編集委員会が行う。

2 功労賞の表彰適任者の選定は、企画運営委員会が行う。

3 奨励賞の表彰適任者の選定は、論文等の学術的な実績を理由とする場合、編集委員会が行い、学会運営等の実績を理由とする場合、企画運営委員会が行う。

4 編集委員会又は企画運営委員会は前各項に定める表彰適任者を決定した場合、褒章・研究助成委員会に対して当該表彰適任者を理事会に推薦するよう諮問する。褒章・研究助成委員会は審議の上、理事会に推薦候補者を推薦する。

5 理事会は推薦候補者につき、審議の上褒章を決定する。

6 理事らが表彰適任者を推薦しようとする場合、前条の定めに基づき、各所掌委員会に対して行う。推薦者は、委員会でその審議が行われる会議に参席し、意見を述べることができる。

(委員会における決議)

第4条

各委員会における表彰適任者の決定は、本学会定款第35条を準用し、委員会に出席した委員の過半数の決議をもって行う。

附則 本規程は、令和6年12月17日より施行する。